

平成29年度札幌市食品衛生監視指導計画（案）

平成28年度第1回
安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議
平成29年1月13日 食の安全推進課



平成29年度 札幌市食品衛生監視指導計画の構成

第1部

札幌市における監視指導実施体制

第2部

平成29年度 実施内容

A solid green circle containing the text "第1部".

第1部

札幌市における監視指導実施体制

札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画

札幌市 まちづくり 戦略ビジョン

札幌市の目指すべきまちの姿を示す、まちづくりの幅広い分野にわたる総合的な計画

安全・安心な 食のまち・さっ ぽろ推進計画

生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保に関する札幌市の中長期的な計画

札幌市食品衛生 監視指導計画

札幌市の食品衛生担当部局が食の安全・安心の確保に向けて取り組む監視指導等に関する具体的な計画

札幌市では、戦略ビジョンと推進計画の方針を踏まえ、監視指導計画を策定しています。

札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画

食品衛生監視指導計画

食品衛生法第24条に基づき、各自治体がそれぞれの実情を踏まえて、毎年度策定

食中毒…

食品関係の
事件・事故

…

法改正…

各自治体での
イベント…

参考) 食品衛生法第24条

都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。



平成29年度札幌市食品衛生監視指導計画の 策定と実施体制

実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日の1年間

実施体制 監視指導：保健所食の安全推進課
各衛生担当課（各区）

試験検査：広域食品監視センター
札幌市衛生研究所

平成29年度札幌市食品衛生監視指導計画の策定と実施体制 ～関係部局との連携

厚生労働省

消費者庁

農林水産省

他の自治体
(北海道、旭川市、
小樽市、函館市等)

連携・協働

札幌市

保健福祉局
保健所
広域食品監視センター
衛生研究所

各区保健センター

(その他の関係部局
との庁内連携)

安全・安心な
食のまち・
さっぽろ
推進会議

諮問・答申

A large green circle with the text "第2部" inside it.

第2部

平成29年度 実施内容

平成29年度 主な取組事項

1 監視指導（立入検査及び収去検査）

食品関係営業施設へ食品衛生監視員が立入

2 事業者の自主的な衛生管理の推進

国際標準の衛生管理手法であるH A C C Pの普及推進
事業者が食の安全確保への意識を高めるための支援

3 市民、事業者への情報提供及び意見交換

市民、事業者、札幌市の意見交換を積極的に実施

4 食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上

札幌市の食の安全・安心を担う人材の育成・向上





平成29年度監視指導の基本方針

監視指導の実施に関する基本方針

① 立入検査

重点監視施設の設定、食品種類別の対策

② 収去検査

市内流通食品から抜取検査（収去検査実施計画）

③ 夏期・年末の食品一斉監視

食中毒に注意が必要な時期に監視を強化

④ 違反食品等への対応

直ちに改善を指導、処分時には公表



平成29年度監視指導の重点項目

食中毒への総合的な対策

食品表示対策

大規模イベント対策

店頭販売店対策

IV

事業者の自主的な衛生管理の推進

① HACCPによる衛生管理の推進

- ・ HACCP 導入型管理運営基準による衛生管理
- ・ 札幌市食品衛生管理認証制度の普及



- ・ 国内食品の安全性の向上



- ・ 輸出促進
- ・ より安全な食品の輸入

② 事業者の自主的取組への支援

- ・ 協定事業、おもてなしの店推進事業、表彰制度等



市民、事業者への情報提供及び意見交換

さっぽろ食の安全・安心市民交流事業



さっぽろ子ども食品Gメン体験事業



キッチンメール



食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上

① 事業者の育成及び資質の向上



札幌市食品健康危機管理
シミュレーション訓練

② 食品衛生監視員の育成及び資質の向上



全国食品衛生監視員
研修会での発表

ご清聴
ありがとうございます
ございました



重点監視対象施設

区分		監視指導対象施設	監視予定回数
札幌市中央卸売市場関係施設	A	札幌市中央卸売市場関連施設 (魚介類せり売営業、仲卸各店舗等)	市場開市日ごと1回以上
	B	前年度に食中毒を起こした施設、その他過去の指導経緯、取り扱う食品、提供食数、流通範囲、自主管理状況等を考慮し、年2回以上の立入が必要と判断する施設 (Aに該当する施設を除く)	年2回以上
	C	過去の指導経緯、取り扱う食品、提供食数、流通範囲、自主管理状況等を考慮し、年1回以上の立入が必要と判断する施設 (A、Bに該当する施設を除く)	年1回以上
	D	取り扱う食品、提供食数、流通範囲、自主管理状況等を考慮し、2年に1回以上の立入が必要と判断する施設 (A、B、Cに該当する施設を除く)	2年に1回以上
その他		上記A～Dに該当しない施設	実状に応じて

収去検査実施計画

	検査検体 予定数 合計	保健所検査			衛生研究所検査		
		微生物	理化学	小計	微生物	理化学	小計
国内食品	1218	265	307	572	304	342	646
輸入食品	287	28	57	85	36	166	202
合計	1505	293	364	657	340	508	848